

ミモザ湯河原 ご利用料金

前払金と月々の利用料金

	前払金 (非課税)	月額利用料 (一人あたり)			月額利用料合計
		家賃相当額 ^{※1} (非課税)	管理費 ^{※2}	食費 ^{※3} (30日喫食の場合)	
個室	0円	99,000円	30,750円 (内,消費税750円)	61,560円 (内,消費税4,560円)	191,310円 (内,消費税5,310円)

※1 家賃相当額には共用設備を含みます。

※2 管理費は次の非課税対象と課税対象の合計金額となります。(居室内の電気使用料は別途実費負担となります)

管理費①	22,500円 (非課税)	共用設備費、エレベーター維持費、環境植栽整備費などの共有部分の維持管理費等
管理費②	8,250円 (内,消費税750円)	事務管理部門の人件費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人件費・事務費等

※3 食費は、食材費と厨房管理費(厨房業者への業務委託費、設備、備品代)の合計金額となります。

1食当たりの食費は以下の通りです。

	朝食	昼食	夕食	おやつ
喫食時	518円 (内,消費税38円)	713円 (内,消費税53円)	756円 (内,消費税56円)	65円 (内,消費税5円)
欠食申出時 ^{※5}	281円 (内,消費税21円)	281円 (内,消費税21円)	281円 (内,消費税21円)	

※5 食事の提供の有無にかかわらず厨房管理費は発生しますので、喫食しない場合はこちらをお支払いいただきます。

また、提供前日の正午12時までに欠食の届出がなかった場合には、喫食時の料金を請求いたします。

※その他

- 自立又は要介護度未認定の方については、月額27,500円(内,消費税2,500円)の「自立者生活支援費」を別途申し受けます。
- 介護用品(紙おむつ等)、居室内の電気使用料、電話代等は、別途実費をご負担いただきます。
- 公的介護保険サービスご利用者は、自己負担割合に応じた利用料(非課税)が必要となります。

2026年6月1日改定

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	湯河原町(その他)
地域単価	10円

②基本料金(1日当たり)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援1	183	183円	366円	549円	
要支援2	313	313円	626円	939円	
要介護1	542	542円	1,084円	1,626円	
要介護2	609	609円	1,218円	1,827円	
要介護3	679	679円	1,358円	2,037円	
要介護4	744	744円	1,488円	2,232円	
要介護5	813	813円	1,626円	2,439円	

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

事業所の加算については、重要事項説明書の「介護保険の加算報酬」を参照してください。